

令和7年6月16日



## 暗号資産交換業者へのお振込について

### 記

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、インターネットバンキングに係る不正送金事犯をはじめ、還付金詐欺や架空請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺の被害金が、暗号資産交換業者あてに送金される事例が多発している情勢を踏まえ、金融庁・警察庁の連名で暗号資産交換業者あての送金利用状況などのリスクに応じ、利用者保護等のための更なる対策の強化が要請されております。

当金庫では、お客さまの保護および不正送金防止等の観点から、暗号資産交換業者へのお振込に際し、以下の内容のお振込についてはお断りさせていただきます。

#### 【お断りさせていただくお振込】

- ・暗号資産交換業者の金融機関口座に対し、送金元口座（法人口座を含む。）の口座名義人名と異なる依頼人名で行う送金。

なお、同様のお取引が確認された場合、お取引の一部（または全部）を制限させていただきますことがございます。

また、お客さまが詐欺被害に遭われていないかなど、不正送金（振込）の未然防止のため、振込理由を確認するとともに、必要に応じて疎明資料等の提出をお願いする場合がございます。

お客さまには、ご不便をおかけいたしますが、詐欺被害防止の取り組みの一環としてご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上

#### 【関連情報】

警察庁ウェブサイト：<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>